

環境整備等に向けた取組

2024年6月20日

国土交通省 港湾局 サイバーポート推進室

環境整備等に向けた取組

- サイバーポート(港湾物流)の利用に向けた環境整備や、サイバーポート(港湾物流)から提供できる中長期的価値の訴求等に向けて、以下のような施策を推進。

	取組	概要
環境整備	①利用料金	<ul style="list-style-type: none"> • 昨年度のWGで議論頂いた利用料金について、令和5年9月に公示。
	②他省庁との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 経済産業省が主催する「貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」への参画等を通じて、関係省庁一体で貿易プラットフォームの利活用を推進。
	③VGM制度におけるサイバーポート(港湾物流)の活用	<ul style="list-style-type: none"> • VGM制度の適正な実施に関する通知において、VGM情報の適切かつ円滑な伝達が可能なサイバーポート(港湾物流)の一層の活用促進を図ることをあわせて周知。
PFからの提供価値向上	④データ提供・利活用機能	<ul style="list-style-type: none"> • サイバーポート(港湾物流)蓄積データの利活用やデータ分析に基づく戦略的な港湾政策立案等に向けて、データ提供・利活用機能の具体化に向けた検討を開始。
	⑤統計精度向上	<ul style="list-style-type: none"> • 各船社のIFTMBCやIFTMANのデータを用いて仕向港や最終船卸港の項目を補完することができないか調査を実施。
実態把握	⑥貿易手続電子化の実態調査	<ul style="list-style-type: none"> • サイバーポート施策の検討に際し実施した港湾物流手続の実態調査について、調査実施から5年以上経過しているため、最新の实態を調査予定。

① 利用料金－有料化に関する経緯・予定

- サイバーポート(港湾物流)の利用料金(使用料)については、昨年度WGでご意見を頂いた上で、その後パブリックコメントを経て、令和5年9月に関係法令を公示して規定。
- 今後、令和7年度中に使用料細則を規定して、令和8年4月に有料化、令和9年4月には令和8年度分の利用料金を請求することを予定。



令和4年11月	「港湾法の一部を改正する法律」公布 ・ 「サイバーポート」を国土交通大臣が設置・管理する電子情報処理組織として位置付け
令和5年7月	第2回サイバーポート進捗管理WG(港湾物流分野)開催 ・ 法令改正スケジュールや使用料の考え方についてご説明
7～8月	関係法令に関する意見募集(パブリックコメント)
9月	関係法令公示 ・ サイバーポート(港湾物流)で扱う情報や利用にあたり必要な届出書の内容、使用料の額について規定
令和7年度	使用料細則を規定【予定】
令和8年4月	有料化【予定】
令和9年4月	令和8年度分の利用料金を請求※【予定】 ※利用料金はインターネットバンキングによる支払いを可能とする方向で検討中

① 利用料金－料金体系

○ サイバーポート(港湾物流)の料金体系は、令和8年度以降、月額1社6,600円(事業所数やユーザー数に関わらず一律)。

	利用料金
令和7年度まで	無料
令和8年度以降	月額1社6,600円 (事業所数やユーザー数に関わらず一律)

以下に当てはまる場合は利用料金無料

- 利用開始後、通算100取引に到達するまでの間
 - 月間の利用が10取引以下の月
 - EDIFACT連携機能を通じてデータ提供のみをする社(現状は船社のみ)
- ※取引の件数には、帳票連携機能以外の機能(チャット、ターミナル問合せ、各種設定等)のみを使用する場合はカウントしない

②他省庁との連携

- 令和5年11月に設置された「貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」(経産省主催)に国交省港湾局も参画するなど、省庁一体で貿易プラットフォームの利活用を推進。
- 令和6年3月に公表された本検討会の中間報告書に記載されているアクションプラン骨子案では、令和10年度までに「サイバーポートの利用促進(特に荷主、船会社)と機能拡充」等を実現することとしている。

■趣旨

- 貿易手続の効率化・コスト削減や、サプライチェーンの強靱化に繋がる貿易DXの重要性が高まっている。しかし、貿易プラットフォームを利用して貿易手続のデジタル化を行う企業が増加しなければ、導入効果を十分に得ることは困難である。
- そこで、各業界を代表する製造業の経営層にご参加いただき「貿易PFの利活用推進に向けた検討会」を開催し、貿易PF導入の事例や貿易DXの最新状況等を共有するとともに、貿易DX推進の重要性と課題を把握することを通じて、貿易PFの利活用の推進を図る。

■構成員

<製造業>

オリンパス(株)、(株)カネカ、住友電気工業(株)、(株)デンソー、日本製鉄(株)、(株)日立製作所、三菱重工業(株)、ヤマハ発動機(株)

<貿易PF提供企業>

(株)Shippio、(株)STANDAGE、(株)トレードワルツ

<オブザーバー>

国土交通省港湾局、財務省関税局、デジタル庁国民向けサービスグループ、法務省民事局、日本機械輸出組合(JMC)、日本商工会議所、日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)、日本貿易振興機構(JETRO)、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCS)

貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会
中間報告書

令和6年3月
経済産業省

③VGM制度におけるサイバーポート(港湾物流)の活用

- VGM制度では、荷送人は輸出コンテナの船積前に、関係法令に基づき自ら又は第三者に依頼してコンテナ総重量を確定し、船長及びコンテナヤード代表者へ報告することが義務付けられている。
- 当該制度を適正に運用するため、コンテナ貨物搬入票にVGM制度の届出番号又は登録番号並びに署名の欄を設けて当該記載の有無を確認する、「サイバーポート(港湾物流)」の活用を一層促進するなどの取組が必要であることを周知する通知を港湾管理者及び関係団体に発出(令和6年3月22日付)。

通知概要

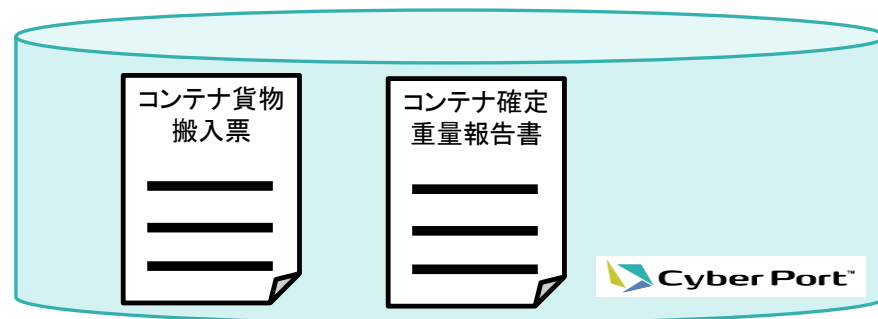
文書名	国際海上輸出コンテナ総重量確定制度(VGM制度)の適正な実施とサイバーポートの活用促進に関する周知について
発出元	・海事局検査測度課長 ・港湾局技術企画課長
発出先	・一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、外国船舶協会等の関係団体 ・港湾管理者

概要

VGM制度の適正な実施には、関係法令に則り、国土交通省へ届出又は登録がなされた者によって適切な手順及び方法でコンテナ総重量の確定が行われ、また、コンテナ貨物搬入票に適切な署名がなされるよう、

- ①コンテナ貨物搬入票にVGM制度の届出番号又は登録番号並びに署名の欄を設けて当該記載の有無を確認する
- ②「サイバーポート」の活用を一層促進する

等の取組が必要であることを周知するもの。



サイバーポート(港湾物流)上で、「コンテナ貨物搬入票」と「コンテナ確定重量報告書」の作成が可能



VGM制度の適正な実施のため、サイバーポート(港湾物流)の活用を一層促進する取組が必要であることを通知

④ データ提供・利活用機能

- サイバーポート内のデータを集計・加工等分析し、戦略的な港湾政策立案等に役立てるため、「データ提供・利活用機能」の具体化に向けた検討を開始。
- 今後、データ提供方法の具体化や提供サービスの概要設計等を実施予定。



■ 検討概要

サイバーポート(港湾物流)の導入事業者拡大が進む中、データ提供・利活用機能の実装に向けて、データ項目や先行事例、想定ユーザーのニーズ等を調査・分析した上で、機能の方向性を具体化する。

■ 検討内容

1. 情報収集

- ・ サイバーポート(港湾物流)関連データの項目整理、基礎分析(サイバーポート(港湾物流)取扱帳票、NACCS連携帳票、船社連携データ、Colins、CONPAS、港湾調査、全国コンテナ貨物流動調査)
- ・ 海外事例の調査(韓国(PLISM、CHAIN PORTAL)、独・ハンブルグ港、米・ロサンゼルス港、蘭・アムステルダム港)
- ・ 統計情報公開における匿名化・秘匿処理の事例調査

2. 利活用ニーズの把握

- ・ Webアンケート(アンケート先: 港湾局、NILIM・PARI、業界団体、港湾管理者等)
- ・ 個別ヒアリング(ヒアリング先: NILIM・PARI、データ販売事業者、NACCSセンター、サイバーポート(港湾物流)導入企業、パッケージベンダー)

3. 利活用方策案の検討

- ・ 1. 2. の結果を踏まえた方策案の検討

令和5年度検討結果概要

Colins

・ Colinsに連携しているターミナルであれば、「寄港船隻数」「コンテナ個数」を把握可能※

※一部港湾では、港湾調査を超える数値が計上されるなど詳細の分析が必要

全国コンテナ貨物流動調査

・ 全国輸出入コンテナ貨物流動調査の調査項目87項目のうち、サイバーポート(港湾物流)取扱帳票で21~22項目は対応、16~18項目は条件付きで対応可能。

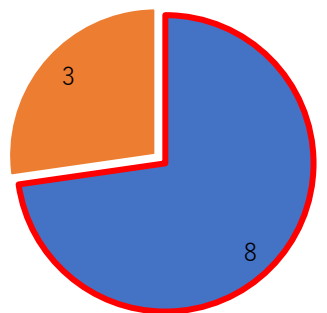
・ 利用率、充足度に課題はあるが、全国輸出入コンテナ貨物流動調査の一部データ項目をサイバーポート(港湾物流)から連続データとして把握可能。

⑤ 統計精度向上—調査結果

- 港湾調査における「仕向港」と「最終船卸港」の精度向上に向けて、航路情報（港湾情報）を最も正確に把握していると考えられる船社からEDIFACT形式のデータである「IFTMBC」と「IFTMAN」を提供頂くことで、「仕向港」と「最終船卸港」の統計精度を向上させることを検討。
- EDIFACT形式のデータは、船社によって利用項目や入力情報の運用等が異なるため、実態把握のためサンプルデータの提供依頼を実施中。

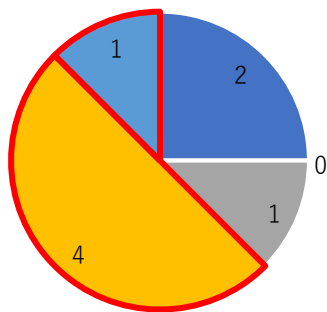
現時点の調査結果

UN/EDIFACT形式のデータ送信機能の有無[社]



■ 有している ■ 有していない

IFTMBCやIFTMANのデータをサイバーポート(港湾物流)に送信可能か[社]



- IFTMBCを送信することが可能と思われる
- IFTMANを送信することが可能と思われる
- IFTMBCとIFTMANの両方を送信することが可能と思われる
- 現時点ではわからない
- データ送信は難しいと思われる

調査概要

調査対象	外国船舶協会に所属している社もしくはコンテナ貨物取扱量(2018年全国コンテナ貨物流動調査)の上位20社の一部等
回答数	11社

主なご意見(抜粋)

データ送信が難しい理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本社からデータ送信については承認取れていません。 ・社内でも重要データと見做しており、多々社内稟議等を通す必要があります。 ・システム改編・メンテナンス等は年間計画長期的な観点から業務分担を行っているため、急を要する必須案件、費用対効果の高い案件以外は当面の対応が難しい。
現時点でわからない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・データ管理は本社にて行われております。については本社側との折衝が必要となります。 ・新たにサイバーポート宛に送信するには本社への説明と承認が必要となります。

⑥貿易手続電子化の実態調査

- 平成30年度に実施した港湾物流手続の情報伝達方法に関する調査から5年程度が経過していることから、改めて同様の調査を9事業種(荷主、NVOCC/フォワーダ、海貨、通関、倉庫、ターミナルオペレータ、船舶代理店、陸運、船社)を対象に実施し、最新の電子化状況を把握予定。
- 新たに把握する直近の実態を踏まえ、取り組みの重点化につなげていきたい。

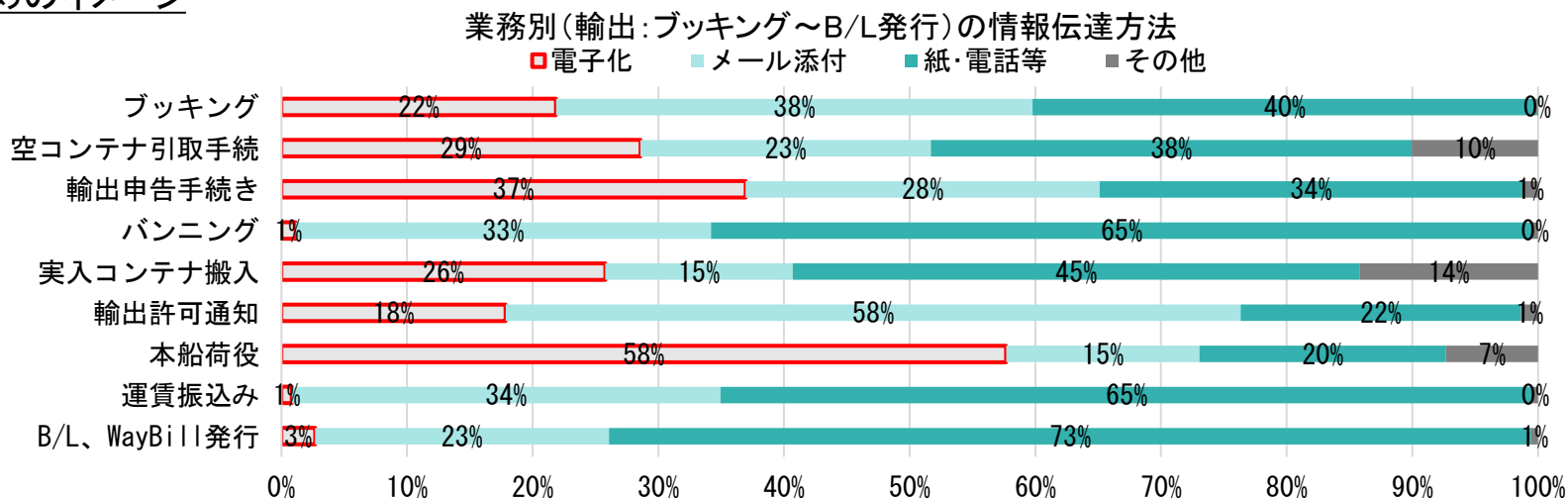
調査方法 (予定)

対象事業者は、荷主、NVOCC/フォワーダ、海貨、通関、倉庫、ターミナルオペレータ、船舶代理店、陸運、船社を想定。
 前回以降進展したWebフォームによる調査を活用し、回答にかかる負担軽減を図る。

主な調査内容 (予定)

輸出入関連業務のフローチャートを提示し、各業務における情報の伝達方法を事業種別ごとに整理・分析

取りまとめのイメージ



(出典) 事業者へのアンケート調査結果(N=239社)より作成(平成30年)

今後のスケジュール(予定)

- ・ 令和6年度上半期 調査に係る事前調整、調査実施
- ・ 令和6年度下半期 調査結果とりまとめ(必要に応じて回答内容の確認)